

証券コード 6951

平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

日本電子株式会社

代表取締役社長 栗原 権右衛門

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日(月曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月28日(火曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号 当社本店 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第69期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.jeol.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過および成果

###### ① 全般的な状況

当連結会計年度における経済状況は、地政学的リスクの影響、新興国経済の減速、世界的な株安が加速する中で第4四半期より急激に進行した円高等の不安要素はあるものの、政府の金融緩和政策等による是正や設備投資の持ち直し等により、概ね景気は緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況下、当社グループは、中期経営計画「Dynamic Vision」(平成25年度～平成27年度)に掲げる重点戦略を強力に推進し、企業価値の向上および経営基盤の強化を図るとともに受注・売上の確保に努めました。

当連結会計年度の売上高は107,373百万円(前期95,379百万円に比し12.6%増)となりました。損益面におきましては、営業利益は6,145百万円(前期2,926百万円に比し110.0%増)、経常利益は5,370百万円(前期3,532百万円に比し52.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,089百万円(前期1,991百万円に比し105.3%増)となりました。

###### ② 事業の種類別セグメントの状況

###### 理科学・計測機器事業

電子顕微鏡への引合いは引き続き好調であり、材料・医学・生物分野における開発研究から品質管理等の幅広い分野からの要求に応えました。また、核磁気共鳴装置は製品の競争力向上により、グローバル市場における引合いが大きく伸長しました。

当事業の売上高は73,908百万円(前期比6.8%増)となりました。

## 産業機器事業

電子ビーム描画装置の売上が伸長しました。また、電子ビーム蒸着用電子銃・電源の売上は堅調に推移しました。

当事業の売上高は9,988百万円（前期比34.3%増）となりました。

## 医用機器事業

国内向け生化学自動分析装置の売上は堅調に推移しました。海外はOEM供給先であるシーメンス向け新製品投入効果により売上が伸長しました。

当事業の売上高は23,476百万円（前期比25.4%増）となりました。

## 事業の種類別セグメントの売上高および受注高の状況

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 売上高     |        | 受注高     |        |
|--------------------|---------|--------|---------|--------|
|                    | 金額      | 前期比増減率 | 金額      | 前期比増減率 |
|                    | 百万円     | %      | 百万円     | %      |
| 理科学・計測機器事業         | 73,908  | 6.8    | 75,129  | 11.2   |
| 産業機器事業             | 9,988   | 34.3   | 12,949  | 53.8   |
| 医用機器事業             | 23,476  | 25.4   | 23,219  | 14.4   |
| 合計                 | 107,373 | 12.6   | 112,298 | 15.6   |

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は2,858百万円であります。

主な設備投資は、理科学・計測機器事業においては、研究開発用設備への投資を重点的に推進し2,216百万円の投資を行っております。産業機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に製造用治具設備を含め199百万円の投資を行っております。医用機器事業においては、研究開発用機器の増強を中心に製造用治具設備を含め301百万円の投資を行っております。また、全社資産の取得に141百万円の投資を行っております。

### (3) 資金調達の状況

当社は、金融機関との間に90億円の融資枠（コミットメントライン）契約を締結しており、20億円の借入を実行しました。

## 2. 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                          | 第 66 期<br>(平成24年度) | 第 67 期<br>(平成25年度) | 第 68 期<br>(平成26年度) | 第69期(当期)<br>(平成27年度) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)                  | 79,629             | 99,331             | 95,379             | 107,373              |
| 経 常 利 益 (百万円)                | 1,909              | 3,340              | 3,532              | 5,370                |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益<br>(百万円) | 1,598              | 3,984              | 1,991              | 4,089                |
| 1株当たり当期純利益(円)                | 19.01              | 47.98              | 18.58              | 42.32                |
| 純 資 産 (百万円)                  | 19,830             | 28,791             | 30,449             | 32,086               |
| 総 資 産 (百万円)                  | 98,533             | 111,452            | 115,868            | 113,501              |

## 3. 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金          | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容             |
|-------------------|----------------|------------------|---------------------------|
| 日本電子テクニクス(株)      | 95<br>百万円      | 100.0%           | 当社汎用走査電子顕微鏡の開発・製造         |
| (株)JEOL RESONANCE | 95<br>百万円      | 100.0%           | 核磁気共鳴装置および電子スピン共鳴装置の製造販売等 |
| JEOL USA, INC.    | 15,060<br>千米\$ | 100.0%           | 当社製品の販売                   |
| JEOL (U.K.) LTD.  | 400<br>千英£     | 100.0%           | 当社製品の販売                   |
| JEOL (EUROPE) SAS | 797<br>千€      | 100.0%           | 当社製品の販売                   |

## 4. 対処すべき課題

当社グループは、平成28年度から平成30年度を対象とする新中期経営計画「Triangle Plan」を策定いたしました。

今般の新中期経営計画「Triangle Plan」では、前々期中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24年度）における「経営構造改革」の成果および前中期経営計画「Dynamic Vision」における成長戦略を継承し、これまで推進してまいりましたYOKOGUSHI戦略を背景に、新たに“Speed”、“Difference”、“Change”の3つを更なる成長へのキーワードとして掲げ、成長戦略の深化・具現化により、適正な利益を継続的に創出することができる高収益中堅企業への変革を大目標としています。

(1) Speed

当社グループでは多様化する分析・計測ニーズに合致した新製品・ソリューションの市場導入や成長著しい新興国市場への経営資源投入をタイムリーに実施してまいりました。今後益々加速する市場の変化への対応力を強化すべく、オープンイノベーションを推進するとともに、中堅企業としてのメリットを最大限に活かし更なる“Speed” UPを実現いたします。

(2) Difference

当社グループは、究極の原子分解能分析透過電子顕微鏡JEM-ARM300F、操作性と高機能をハイエンドモデルで両立させた多機能電子顕微鏡JEM-F200、従来機種よりも大幅に小型化されながら性能と拡張性を向上させた次世代核磁気共鳴装置 JNM-ECZSシリーズ、最少反応液量40 $\mu$ Lでの超微量分析を可能にした生化学自動分析装置の新ブランドBioMajesty™ ZEROシリーズ等、特徴のある競争力の高い製品を数多く投入しており、高い評価を頂いております。今後も市場が求める“Difference”を追求し、新しい付加価値を創出するために、製品開発力・ソリューション開発力強化に経営資源を投入し、Only One Companyを目指します。

(3) Change

近年では分析・計測対象の複雑化・多様化に伴い、多面的な分析が求められています。このようなニーズの変化に対し、当社グループは、様々な分析・計測装置を有機的に活用したソリューション提案を積極的に推進いたしました。また、事業展開においては常に新しいビジネスモデルを検討し、結果数々のオープンイノベーションに取り組んでまいりました。

環境の変化を迅速に捉え、既存のビジネスモデルから一步踏み出し成長に向けた挑戦を続けていくことで、中・長期的な企業の成長が達成できると考えています。Triangle Planの各セグメントでの目標達成と共に、成長に向けた自己変革“Change”に挑戦し将来の事業の柱を創出していきます。

当社グループは、引き続き、事業構造の変革と安定した収益構造の構築に努めるとともに、グループ一体となって環境保全に取り組み、また、コンプライアンスの強化を図り、企業倫理を徹底し、良き企業風土を醸成して、持続的成長のための経営基盤の強化に努めてまいります。

株主各位におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社27社および関連会社3社で構成され、電子光学機器・分析機器・計測検査機器・産業機器・医用機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれらに附帯する製品・部品の加工委託、保守・サービス、周辺機器の仕入販売を行っております。

### [主な営業品目]

#### ●理科学・計測機器事業

##### 電子光学機器

透過電子顕微鏡、分析電子顕微鏡、電子プローブマイクロアナライザ、光電子分光装置、オージェマイクロプローブ、電子顕微鏡周辺機器

##### 分析機器

核磁気共鳴装置、電子スピン共鳴装置、質量分析計（MALDI飛行時間質量分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計）、ポータブルガスクロマトグラフ、ガスモニタ分析装置、X線CT微細構造解析システム

##### 計測検査機器

走査電子顕微鏡、分析走査電子顕微鏡、電子顕微鏡周辺機器、複合ビーム加工観察装置、集束イオンビーム加工観察装置、薄膜試料作製装置、クロスセクションポリッシャ、エネルギー分散形蛍光X線分析装置

#### ●産業機器事業

##### 半導体関連機器

電子ビーム描画装置（スポットビーム描画、可変成形ビーム描画）

##### 産業機器

直進形電子銃・電源、電子ビーム蒸着用電子銃・電源、プラズマ発生用高周波電源、内蔵形プラズマ銃・電源、高周波誘導熱プラズマ装置

#### ●医用機器事業

##### 医用機器

生化学自動分析装置、臨床検査情報処理システム、全自動アミノ酸分析機

## 6. 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

### (1) 当社

本店・工場 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号  
営業所 東京事務所（東京都千代田区）、東京支店（東京都千代田区）、東京第二事務所（東京都立川市）、札幌支店、仙台支店、筑波支店、名古屋支店、大阪支店、西日本ソリューションセンター（大阪府大阪市）、広島支店、高松支店、福岡支店

### (2) 子会社

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 日本電子テクニクス(株)                    | (東京都昭島市)  |
| 日本電子テクノサービス(株)                  | (東京都昭島市)  |
| 山形クリエイティブ(株)                    | (山形県天童市)  |
| データムインストルメンツ(株)                 | (東京都立川市)  |
| (株)JEOL RESONANCE               | (東京都昭島市)  |
| JEOL USA, INC.                  | (アメリカ)    |
| JEOL (EUROPE) SAS               | (フランス)    |
| JEOL (U.K.) LTD.                | (イギリス)    |
| JEOL (EUROPE) B.V.              | (オランダ)    |
| JEOL (GERMANY) GmbH             | (ドイツ)     |
| JEOL ASIA PTE.LTD.              | (シンガポール)  |
| JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD. | (台湾)      |
| JEOL(AUSTRALASIA)PTY.LTD.       | (オーストラリア) |
| JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.     | (メキシコ)    |

- (注) 1. 山形クリエイティブ(株)は平成28年4月1日付で日本電子山形(株)に社名を変更いたしました。
2. データムインストルメンツ(株)は平成28年4月1日付で日本電子インストルメンツ(株)に社名を変更いたしました。

## 7. 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 使用人数（名） | 前連結会計年度末<br>比増減（名） |
|--------------------|---------|--------------------|
| 理科学・計測機器事業         | 2,161   | △18                |
| 産業機器事業             | 247     | 4                  |
| 医用機器事業             | 288     | 19                 |
| 全社（共通）             | 267     | 6                  |
| 合計                 | 2,963   | 11                 |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であります。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,903名 | 5名        | 43.1歳 | 16.6年  |

- (注) 使用人数は就業人員（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であります。

## 8. 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 7,819百万円 |
| (株)みずほ銀行     | 3,228    |
| (株)あおぞら銀行    | 2,638    |

- (注) 上記借入額のほか、以下のとおり私募債（社債）の残高があります。

|              |          |
|--------------|----------|
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 1,500百万円 |
| (株)みずほ銀行     | 1,212百万円 |

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## II. 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数     | 200,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数     | 97,715,600株  |
| (3) 株 主 数        | 6,599名       |
| (4) 大 株 主（上位10名） |              |

| 株 主 名                                            | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|---------|---------|
| (株) ニ コ ン                                        | 8,600千株 | 8.90%   |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス<br>信 託 銀 行 (株) (信 託 口)   | 7,373   | 7.63    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 (株) (信 託 口)       | 4,494   | 4.65    |
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行                            | 3,008   | 3.11    |
| 三 菱 電 機 (株)                                      | 3,000   | 3.10    |
| 日 本 電 子 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会                      | 2,757   | 2.85    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス<br>信 託 銀 行 (株) (信 託 口 4) | 2,450   | 2.54    |
| 日 本 電 子 共 栄 会                                    | 2,409   | 2.49    |
| 日 本 生 命 保 険 (株)                                  | 1,844   | 1.91    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 (株)                              | 1,690   | 1.75    |

(注) 持株比率は自己株式（1,083,293株）を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位          | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                           |
|-------------------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長           | 栗原 権右衛門   | 経営全般、経営戦略担当                                             |
| 代表取締役<br>兼副社長執行役員 | 岩 槻 正 志   | 統括開発技術担当                                                |
| 取締役<br>兼副社長執行役員   | 渡 邊 慎 一   | 営業・ブランド戦略担当                                             |
| 取締役<br>兼副社長執行役員   | 正 井 俊 之   | 経営企画担当<br>(株)ニコン取締役                                     |
| 取締役<br>兼専務執行役員    | 多 治 見 正 行 | 医用機器事業・フィールド<br>ソリューション事業担当                             |
| 取締役<br>兼常務執行役員    | 福 山 幸 一   | 営業副担当<br>州支配<br>JEOL(EUROPE)SAS取締役<br>JEOL(U.K.)LTD.取締役 |
| 取締役<br>兼常務執行役員    | 二 村 英 之   | 財 務 I T 担 当                                             |
| 取締役<br>兼執行役員      | 大 井 泉     | 経営戦略室長<br>(株)JEOL RESONANCE取締役                          |
| 社外取締役             | 赤 尾 博     | ジャパン・インダストリアル・<br>ソリューションズ(株)取締役                        |
| 常勤監査役             | 足 達 多 史   |                                                         |
| 常勤監査役             | 若 狭 崇     | 日本電子テクニクス(株)監査役<br>(株)JEOL RESONANCE監査役                 |
| 社外監査役             | 宮 川 肇     |                                                         |
| 社外監査役             | 後 藤 明 史   |                                                         |

- (注) 1. 常勤監査役足達多史氏は、当社の取締役、常務執行役員および山形クリエイティブ(株)（現日本電子山形(株)）代表取締役社長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 社外監査役宮川 肇氏は、(株)東京三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）の府中支店長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外監査役後藤明史氏は、弁護士であって、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役赤尾 博氏ならびに社外監査役宮川 肇および後藤明史の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成28年3月31日現在の執行役員は22名で構成され、取締役を兼務していない執行役員は、次の15名です。なお、執行役員豊田泰穂氏は同日付で辞任いたしました。

| 会社における地位 | 氏 名            | 担 当                                                                                              |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専務執行役員   | 沢 田 吉 博        | 総務・業務管理・監理担当<br>輸出貿易生産担当                                                                         |
| 常務執行役員   | 草 野 博 文        | 生産担当<br>サプライチェーンセンター長                                                                            |
| 常務執行役員   | 豊 田 泰 穂        | 米 国 支 配 人                                                                                        |
| 常務執行役員   | 満 田 宗 明        | 医用機器事業部長                                                                                         |
| 常務執行役員   | 若 宮 互          | 知的財産・品質保証担当                                                                                      |
| 常務執行役員   | 田 澤 豊 彦        | 技術統括センター・設計統括・コストセンター・<br>開発・基盤技術センター・Scanning系<br>事業部門・周辺機器、EM、<br>MS事業ユニット担当<br>Scanning系事業部門長 |
| 常務執行役員   | 中 川 泰 俊        | IE、SE事業ユニット担当                                                                                    |
| 執行役員     | 齋 藤 進          | 医用機器事業部医用機器本部長                                                                                   |
| 執行役員     | 矢 口 勝 基        | 財 務 I T 本 部 長                                                                                    |
| 執行役員     | Peter Genovese | JEOL USA,INC.取締役社長<br>JEOL DE MEXICO S.A.DE C.V.<br>取 締 役 社 長<br>JEOL CANADA,INC.取締役社長           |
| 執行役員     | 大 藏 善 博        | E M 事 業 ユ ニ ッ ト 長                                                                                |
| 執行役員     | 福 島 一 則        | ブ ラ ン ド 戦 略 副 担 当 長<br>技 術 統 括 セ ン タ ー                                                           |
| 執行役員     | 福 田 浩 章        | 設計統括・コストセンター長<br>兼Scanning系事業部門副事業部門長                                                            |
| 執行役員     | 関 敦 司          | 総務本部長兼業務監理室長                                                                                     |
| 執行役員     | 高 橋 充          | サプライチェーンセンター副センター長<br>兼 生 産 管 理 本 部 長                                                            |

## (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報酬等の総額        |
|--------------------|------------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 10名<br>(1) | 257百万円<br>(3) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5<br>(2)   | 48<br>(10)    |
| 合 計                | 15         | 306           |

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、平成27年6月25日開催の第68回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 40百万円
- 退任監査役 1名 18百万円

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役赤尾 博氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)の取締役であります。

当社はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)との間には特別な関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分           | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                     |
|--------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外<br>取 締 役 | 赤 尾 博   | 当事業年度開催の取締役会18回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。                            |
| 社 外<br>監 査 役 | 宮 川 肇   | 当事業年度開催の取締役会18回のうちすべてに、また当事業年度開催の監査役会12回のうちすべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜発言を行っております。   |
| 社 外<br>監 査 役 | 後 藤 明 史 | 当事業年度開催の取締役会18回のうちすべてに、また当事業年度開催の監査役会12回のうちすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を

締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 53百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### I. 内部統制システムの概要

- 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 取締役会の行った決定に関する文書（職務執行に関する文書を含む）については、文書管理規定（保存期間原則10年）に基づき、検索しやすい方法で厳重に保存し管理している。
  - (2) 上記文書の閲覧・謄写・提出については、監査役の要請に対しては、速やかにこれに応じている。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
損失の危険の管理を専ら行う体制として、すでに、以下のとおりJGMS（JEOL Group Management System）およびMDQMS（Medical Devices Quality Management System）を運用し、さらに安全衛生委員会および危機管理委員会を設けている。
  - (1) 製品の品質管理の維持向上のため、JGMSおよびMDQMSを運用し、内部監査・外部監査に堪え得る管理体制を敷いている。
  - (2) 安全衛生委員会は、労働安全衛生法に基づいて、総括安全衛生管理者を長とし、そのもとに各部門安全衛生委員をおき、労働者の危険、健康障害の防止その他事業者のなすべき法定事項の実施に努めている。
  - (3) 危機管理委員会は、非常事態に対する予測を絶えず行い、これに備え、事態発生に対処することとしている。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の人数（定款上の定員の上限）の適正化など経営のスリム化を図り、さらに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。
  - (2) 定例の取締役会は、従来どおり、毎月1回開催し、重要事項の決定と各担当取締役からの業務執行の状況の報告を行っている。これ以外にも、必要に応じ臨時に取締役会を招集している。
  - (3) より実効性のあるスピーディな意思決定と事業運営ができる体制とするため、取締役会内組織として適切なメンバーによる「経営会議」を設け、絞り込んだテーマにつき検討を行っている。

- 4 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役および使用人に対し、法令・定款の遵守の徹底を機会あるごとに、取締役会、諸会合その他で強調している。また、業務執行中に生じた法令・定款上の疑義について集中的に相談・検討に応じる「業務監理室」を設けている。
  - (2) 会社の社会的責任を重視した法令・定款等のコンプライアンスについて、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「CSR委員会」を設置し、その徹底に努めている。
- 5 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(当社に親会社はない)
  - (1) 当社および関係会社からなるグループの運営については、グループ全体の重要方針・基本戦略の共有・浸透の場として「JEOLグループ経営会議」を適時に開催している。
  - (2) 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、それぞれの業務内容の当社への定期的な報告と重要案件についての当社との事前協議が行われている。このためグループ各社の総務・財務担当者との「関係会社アドミ会議」を定期的に行い、グループの一体的運営の強化に努めている。
  - (3) 企業グループ各社による法令遵守の徹底を図り、経営効率化を進めるため、本社に「業務監理室」を設置して、相談・検討に応じている。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役を補助する部署として「業務監理室」を設置し、監査役を補助すべき常勤スタッフを置いている。
- 7 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
上記スタッフの就退任は、取締役と監査役の意見交換に基づいて行っており、職務の独立性については、周知徹底し、監査役の指示の実効性を確保している。
- 8 取締役等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは監査役会に報告しなければならないこと（会社法第357条）、および使用人も同様に監査役会に報告しなければならないことを、周知徹底している。

- (2) 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、前号に準じて監査役会に報告しなければならないことを、第5項の「J EOLグループ経営会議」や「関係会社アドミ会議」を通じ、周知徹底している。
- 9 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役が前項の報告を受けた場合、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、周知徹底している。
- 10 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 11 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換をする会合を開催している。
- (2) 監査役は、会計監査人と情報交換を行い、監査の実効性を高めている。
- II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 1 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して一切の関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。
- 2 警察当局、関係団体などと連携し、反社会的勢力および団体に関する情報の収集、管理を行っている。
- III. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制  
当社は、当社および関係会社の財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「日本版SOX法監査委員会」を設置しており、金融商品取引法およびその他関係法令等が求める財務報告の信頼性と適正性を確保するための内部統制を構築・運用し、定期的に評価している。
- IV. 内部統制システムの運用状況の概要
- 1 内部統制につきましては、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。
- (1) IMS（現JGMS）の運用に関し、IMSマネジメント委員会を年1回開催しました。
- (2) MDQMSの運用に関し、MDQMSマネジメントレビューおよび薬機法安全管理委員会を適宜開催しました。



- (3) 労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会を適宜開催しました。
- (4) 危機管理委員会は、テロ、事故または自然災害等の非常事態が発生した際には、その都度、情報収集、安否確認および注意喚起を行いました。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるように、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付ルール」または「本ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考えております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考えております。

### (2) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「創造と開発」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。創立以来の歴史の中で蓄積してきた要素技術・ノウハウ・グローバルネットワークを活かし、世界No.1の装置を提供する「分析・計測の世界において欠かせない企業」、さらには独自のソリューションと付加価値を提供するOnly One Companyとなることを目指しております。

中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）では、「CHALLENGE 5」の「経営構造改革」の成果を基に、世界No.1の

ハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、更なる収益率の向上および財務体質の強化を図ってまいります。重点戦略として3つのUP、「製品開発力UP」、「ものづくり力UP」、「ブランド力UP」を据え、また、新たなコーポレートメッセージとして「Solutions for Innovation」を掲げ、多様化したニーズに応えることのできる真のOnly One Companyとして、成長戦略をDynamicに推し進めていきます。

また、当社では、経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を絞るとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。さらに、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置し、コーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第66回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご承認いただきました。

本対応方針は、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付者の提案に対して適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間の経過後に当該買付行為を開始するというものです。

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

しかしながら、例外的に、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

一方、大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、取締役会がその時点で最適と判断したものを選択することとします。株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

- (4) 上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。本対応方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

なお、本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>84,895</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>58,115</b>  |
| 現金及び預金          | 12,441         | 支払手形及び買掛金          | 21,722         |
| 受取手形及び売掛金       | 26,168         | 短期借入金              | 16,912         |
| 商品及び製品          | 11,423         | 1年内償還予定の社債         | 650            |
| 仕掛品             | 27,944         | リース債務              | 489            |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,949          | 未払金                | 2,545          |
| 繰延税金資産          | 2,156          | 未払法人税等             | 530            |
| 未収還付法人税等        | 82             | 未払消費税等             | 200            |
| 未収消費税等          | 1,847          | 繰延税金負債             | 24             |
| その他             | 1,297          | 前受金                | 8,175          |
| 貸倒引当金           | △418           | 賞与引当金              | 1,155          |
|                 |                | その他                | 5,708          |
| <b>固定資産</b>     | <b>28,547</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>23,299</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,036</b>  | 社債                 | 2,662          |
| 建物及び構築物         | 6,523          | 長期借入金              | 8,775          |
| 機械装置及び運搬具       | 764            | リース債務              | 784            |
| 工具・器具及び備品       | 2,896          | 繰延税金負債             | 24             |
| 土地              | 1,833          | 役員退職慰労引当金          | 189            |
| リース資産           | 984            | 退職給付に係る負債          | 10,260         |
| 建設仮勘定           | 34             | 資産除去債務             | 331            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>3,579</b>   | その他                | 271            |
| ソフトウェア          | 453            | <b>負債合計</b>        | <b>81,414</b>  |
| リース資産           | 115            | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| のれん             | 2,866          | <b>株主資本</b>        | <b>32,944</b>  |
| その他             | 144            | 資本金                | 10,037         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,931</b>  | 資本剰余金              | 9,386          |
| 投資有価証券          | 8,586          | 利益剰余金              | 14,057         |
| 繰延税金資産          | 587            | 自己株式               | △536           |
| その他             | 2,765          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△857</b>    |
| 貸倒引当金           | △7             | その他有価証券評価差額金       | 2,514          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>58</b>      | 為替換算調整勘定           | △1,061         |
| 株式交付費           | 14             | 退職給付に係る調整累計額       | △2,310         |
| 社債発行費           | 44             | <b>純資産合計</b>       | <b>32,086</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>113,501</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>113,501</b> |

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金      | 額       |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高             |        | 107,373 |
| 売上原価            |        | 67,099  |
| 売上総利益           |        | 40,274  |
| 販売費及び一般管理費      |        |         |
| 販売費及び一般管理費      | 27,649 |         |
| 研究開発費           | 6,479  | 34,128  |
| 営業利益            |        | 6,145   |
| 営業外収益           |        |         |
| 受取利息            | 69     |         |
| その他             | 679    | 749     |
| 営業外費用           |        |         |
| 支払利息            | 461    |         |
| 為替差損            | 950    |         |
| その他             | 112    | 1,524   |
| 経常利益            |        | 5,370   |
| 特別利益            |        |         |
| 固定資産売却益         | 19     |         |
| 投資有価証券売却益       | 667    |         |
| その他             | 1      | 688     |
| 特別損失            |        |         |
| 固定資産売却損         | 62     |         |
| 固定資産除却損         | 16     |         |
| 関係会社整理損         | 161    |         |
| 和解金             | 49     |         |
| その他             | 0      | 289     |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 5,770   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,046  |         |
| 法人税等調整額         | 633    | 1,680   |
| 当期純利益           |        | 4,089   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 4,089   |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成27年4月1日 残高              | 10,037  | 9,386 | 10,451 | △534    | 29,340 |
| 連結会計年度中の変動額               |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |       | △483   |         | △483   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益       |         |       | 4,089  |         | 4,089  |
| 自己株式の取得                   |         |       |        | △1      | △1     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | —     | 3,606  | △1      | 3,604  |
| 平成28年3月31日 残高             | 10,037  | 9,386 | 14,057 | △536    | 32,944 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |              |               | 純資産合計  |
|---------------------------|-----------------------|---------|----------|--------------|---------------|--------|
|                           | その他有価証券評価差額金          | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |        |
| 平成27年4月1日 残高              | 3,600                 | 0       | △447     | △2,042       | 1,109         | 30,449 |
| 連結会計年度中の変動額               |                       |         |          |              |               |        |
| 剰 余 金 の 配 当               |                       |         |          |              | —             | △483   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益       |                       |         |          |              | —             | 4,089  |
| 自己株式の取得                   |                       |         |          |              | —             | △1     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △1,086                | △0      | △613     | △267         | △1,967        | △1,967 |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △1,086                | △0      | △613     | △267         | △1,967        | 1,636  |
| 平成28年3月31日 残高             | 2,514                 | —       | △1,061   | △2,310       | △857          | 32,086 |

## 【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

会社の名称

日本電子テクニクス(株)、日本電子テクノサービス(株)、山形クリエイティブ(株)、データムインスツルメンツ(株)、(株)JEOL RESONANCE、JEOL USA,INC.、JEOL(EUROPE)SAS、JEOL(U.K.)LTD.、JEOL(EUROPE)B.V.、JEOL(GERMANY)GmbH、JEOL ASIA PTE. LTD.、JEOL TAIWAN SEMICONDUCTORS LTD.、JEOL(AUSTRALASIA)PTY.LTD.、JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.

なお、山形クリエイティブ(株)およびデータムインスツルメンツ(株)は、平成28年4月1日に社名変更し、日本電子山形(株)および日本電子インスツルメンツ(株)になっております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

JEOL(SKANDINAVISKA)A.B.、JEOL(ITALIA)S.p.A.、JEOL CANADA,INC.、JEOL(MALAYSIA)SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co.,Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda.、JEOL(BEIJING)CO.,LTD.、JEOL(RUS)LLC、JEOL INDIA PVT.LTD.、Oxford Imaging Detectors Ltd、JEOL GULF FZE  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社13社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数および持分法適用会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 13社

会社の名称

JEOL(SKANDINAVISKA)A.B.、JEOL(ITALIA)S.p.A.、JEOL CANADA,INC.、JEOL(MALAYSIA)SDN BHD、北京創成技術有限公司、JEOL Shanghai Semiconductors Ltd.、JEOL DATUM Shanghai Co.,Ltd.、JEOL BRASIL Instrumentos Cientificos Ltda.、JEOL(BEIJING)CO.,LTD.、JEOL(RUS)LLC、JEOL INDIA PVT.LTD.、Oxford Imaging Detectors Ltd、JEOL GULF FZE

持分法適用の関連会社数 3社

会社の名称

JEOL KOREA LTD.、マイクロ電子(株)、IonSense,Inc.

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.(12月31日)を除き、連結決算日と同一であります。なお、JEOL DE MEXICO S.A. DE C.V.については同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ：時価法

###### ③ たな卸資産

商品及び製品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、在外子会社は主として個別法に基づく低価法

仕掛品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～65年

工具・器具及び備品 2～15年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、これ以外の無形固定資産については定額法を採用しております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

###### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上方法

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員（年俸制対象者を除く）の賞与の支給に備えるため、当社および国内連結子会社は支給見込額基準により計上しております。

###### ③ 役員退職慰労引当金

当社および国内連結子会社は、役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ただし、当社の取締役会決議により当社および国内連結子会社は、役員退職金規定について平成22年4月以降の適用を凍結することといたしました。このため平成22年4月以降の新たな繰入は行っておりません。



(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年～12年）にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部

③ ヘッジ方針

当社グループは、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時に為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができると、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その投資の効果の及ぶ期間（10年間）の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法（3年）により償却しております。

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

5. 会計方針の変更

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項（4）、連結会計基準第44—5項（4）および事業分離等会計基準第57—4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

6. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度および平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は97百万円減少し、法人税等調整額が156百万円、その他有価証券評価差額金が59百万円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は7百万円減少し、法人税等調整額は7百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額          | 35,811百万円 |
| 減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。 |           |
| 2. 担保に供している資産および担保に係る債務    |           |
| 担保資産の内容およびその金額             |           |
| 有形固定資産                     | 3,867百万円  |
| 投資有価証券                     | 2,161百万円  |
| 計                          | 6,028百万円  |
| 担保に係る債務の金額                 |           |
| 短期借入金                      | 5,543百万円  |
| 長期借入金                      | 6,605百万円  |
| 計                          | 12,148百万円 |
| 3. 保証債務                    | 432百万円    |

(連結損益計算書に関する注記)

関係会社整理損

特別損失に計上している関係会社整理損は、関係会社の整理に伴う債権の放棄額109百万円および同社株式の評価損24百万円等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

|      | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 | 摘要 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|----|
| 普通株式 | 97,715,600   | —            | —            | 97,715,600  |    |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 平成27年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 241百万円     |
| 1株当たり配当額 | 2円50銭      |
| 基準日      | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成27年6月26日 |

② 平成27年11月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 241百万円     |
| 1株当たり配当額 | 2円50銭      |
| 基準日      | 平成27年9月30日 |
| 効力発生日    | 平成27年12月4日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 338百万円     |
| 1株当たり配当額 | 3円50銭      |
| 基準日      | 平成28年3月31日 |
| 効力発生日    | 平成28年6月29日 |

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、主に銀行等金融機関からの借入および社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、営業・サービス部門において取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については月次ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債は、運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としており、このうち一部の長期借入金および社債に係る金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引については、取締役会にて基本方針が決定され、財務IT本部において実需の範囲において取引の実行および管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

|               | 連結貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差 額 |
|---------------|--------------------|----------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 12,441             | 12,441   | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 26,168             |          |     |
| 貸倒引当金(*2)     | △418               |          |     |
|               | 25,750             | 25,750   | —   |
| (3) 投資有価証券    |                    |          |     |
| 其他有価証券        | 6,213              | 6,213    | —   |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (21,722)           | (21,722) | —   |
| (5) 短期借入金     | (11,103)           | (11,103) | —   |
| (6) 社債        | (3,312)            | (3,334)  | 21  |
| (7) 長期借入金     | (14,584)           | (14,684) | 100 |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金ならびに(5) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 社債  
社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間に応じて新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示しています。
- (7) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。
- (8) デリバティブ取引
- ① ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものはありません。
  - ② ヘッジ会計が適用されているもの  
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。
- (a) 金利関連 (単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象 | 契約額    | 契約額のうち1年超 | 時 価 |
|-------------|-----------------------|---------|--------|-----------|-----|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 10,175 | 5,535     | (注) |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区 分               | 連結貸借対照表計上額 |
|-------------------|------------|
| 非連結子会社株式および関連会社株式 | 2,314      |
| 非上場株式             | 57         |
| 出資証券              | 1          |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 332円05銭
2. 1株当たり当期純利益 42円32銭

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>68,590</b> | <b>流動負債</b>    | <b>46,474</b> |
| 現金及び預金          | 3,288         | 支払手形           | 11,503        |
| 受取掛手形           | 6,248         | 買掛金            | 8,799         |
| 売掛金             | 19,578        | 短期借入金          | 16,912        |
| 商品及び製品          | 5,775         | 1年内償還予定の社債     | 650           |
| 仕掛品             | 25,386        | リース債務          | 485           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,840         | 未払金            | 2,330         |
| 前払費用            | 60            | 未払法人税等         | 242           |
| 繰延税金資産          | 1,425         | 前受金            | 3,300         |
| 短期貸付金           | 1,896         | 預り金            | 435           |
| 未収消費税           | 1,837         | 賞与引当金          | 880           |
| その他             | 1,393         | その他の           | 934           |
| 貸倒引当金           | △141          |                |               |
| <b>固定資産</b>     | <b>28,159</b> | <b>固定負債</b>    | <b>19,852</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>9,652</b>  | 社債             | 2,662         |
| 建物              | 5,091         | 長期借入金          | 8,775         |
| 構築物             | 102           | リース債務          | 781           |
| 機械及び装置          | 321           | 長期預り金          | 73            |
| 車両運搬具           | 4             | 退職給付引当金        | 6,998         |
| 工具・器具及び備品       | 2,444         | 役員退職慰労引当金      | 164           |
| 土地              | 926           | 資産除去債務         | 331           |
| リース資産           | 727           | その他            | 66            |
| 建設仮勘定           | 32            |                |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>576</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>66,326</b> |
| ソフトウェア          | 355           |                |               |
| リース資産           | 115           | <b>(純資産の部)</b> |               |
| ソフトウェア仮勘定       | 44            | <b>株主資本</b>    | <b>27,967</b> |
| その他             | 61            | 資本金            | 10,037        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>17,929</b> | 資本剰余金          | 9,386         |
| 投資有価証券          | 6,271         | 資本準備金          | 8,974         |
| 関係会社株式          | 8,728         | その他資本剰余金       | 411           |
| 長期貸付金           | 270           | <b>利益剰余金</b>   | <b>9,080</b>  |
| 長期前払費用          | 11            | その他利益剰余金       | 9,080         |
| 繰延税金資産          | 566           | 別途積立金          | 4,737         |
| 長期保証金           | 503           | 繰越利益剰余金        | 4,342         |
| その他の            | 1,586         | <b>自己株式</b>    | <b>△536</b>   |
| 貸倒引当金           | △7            | 評価・換算差額等       | 2,514         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>58</b>     | その他有価証券評価差額金   | 2,514         |
| 株式交付費           | 14            | <b>純資産合計</b>   | <b>30,481</b> |
| 社債発行費           | 44            |                |               |
| <b>資産合計</b>     | <b>96,808</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>96,808</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金      | 額      |
|-----------------------|--------|--------|
| 売 上 高                 |        | 87,516 |
| 売 上 原 価               |        | 62,993 |
| 売 上 総 利 益             |        | 24,523 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        |        |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 15,166 |        |
| 研 究 開 発 費             | 5,397  | 20,563 |
| 営 業 利 益               |        | 3,959  |
| 営 業 外 収 益             |        |        |
| 受 取 利 息 及 び 割 引 料     | 75     |        |
| そ の 他                 | 1,673  | 1,748  |
| 営 業 外 費 用             |        |        |
| 支 払 利 息               | 445    |        |
| 為 替 差 損               | 922    |        |
| そ の 他                 | 134    | 1,502  |
| 経 常 利 益               |        | 4,205  |
| 特 別 利 益               |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 17     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 667    | 684    |
| 特 別 損 失               |        |        |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 61     |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 14     |        |
| 関 係 会 社 整 理 損         | 109    |        |
| 和 解 金                 | 49     | 234    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 4,655  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 310    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 835    | 1,145  |
| 当 期 純 利 益             |        | 3,510  |



# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |                        |             |             |      | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|------|--------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剩 余 金 |              |             | 利 益 剩 余 金              |             |             |      |        |            |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益剰余金<br>別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |        |            |
| 平成27年4月1日 残高            | 10,037  | 8,974     | 411          | 9,386       | 3,237                  | 2,815       | 6,053       | △534 | 24,942 |            |
| 事業年度中の変動額               |         |           |              |             |                        |             |             |      |        |            |
| 剰余金の配当                  |         |           |              | -           |                        | △483        | △483        |      | △483   |            |
| 当期純利益                   |         |           |              | -           |                        | 3,510       | 3,510       |      | 3,510  |            |
| 別途積立金の積立                |         |           |              | -           | 1,500                  | △1,500      | -           |      | -      |            |
| 自己株式の取得                 |         |           |              | -           |                        |             | -           | △1   | △1     |            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |              | -           |                        |             | -           |      | -      |            |
| 事業年度中の変動額合計             | -       | -         | -            | -           | 1,500                  | 1,527       | 3,027       | △1   | 3,025  |            |
| 平成28年3月31日 残高           | 10,037  | 8,974     | 411          | 9,386       | 4,737                  | 4,342       | 9,080       | △536 | 27,967 |            |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成27年4月1日 残高            | 3,600            | 0       | 3,600                  | 28,542    |
| 事業年度中の変動額               |                  |         |                        |           |
| 剰余金の配当                  |                  |         | -                      | △483      |
| 当期純利益                   |                  |         | -                      | 3,510     |
| 別途積立金の積立                |                  |         | -                      | -         |
| 自己株式の取得                 |                  |         | -                      | △1        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △1,086           | △0      | △1,086                 | △1,086    |
| 事業年度中の変動額合計             | △1,086           | △0      | △1,086                 | 1,939     |
| 平成28年3月31日 残高           | 2,514            | -       | 2,514                  | 30,481    |

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券：時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法による原価法

### 2. デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ：時価法

### 3. たな卸資産の評価基準および評価方法

- 商品及び製品：規格品は移動平均法による原価法、その他は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 7～65年 |
| 工具・器具及び備品 | 2～15年 |

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法、これ以外の無形固定資産については定額法

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 長期前払費用

定額法

### 5. 繰延資産の処理方法

#### (1) 株式交付費

定額法（3年）により償却しております。

#### (2) 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

### 6. 重要な引当金の計上方法

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員（年俸制対象者を除く）の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）にわたり均等償却しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金  
役員および執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。  
ただし、取締役会決議により、役員退職金規定について平成22年4月以降の適用を凍結することといたしました。このため平成22年4月以降の新たな繰入は行っておりません。
7. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：為替予約取引および金利スワップ取引  
ヘッジ対象：製品輸出に係る外貨建予定取引、社債および長期借入金の利息の一部
- (3) ヘッジ方針  
当社は、企業経営の基本理念である堅実経営に則り、外貨取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づき海外売上計画作成時において、その為替予約取引を行うものとしております。社債および借入金の金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。リスクヘッジの手段として為替予約取引および金利スワップ取引を行うものとしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時およびその後も継続して、相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。  
特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定は省略しております。
9. 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58—2項(4)および事業分離等会計基準第57—4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額           | 31,828百万円 |
| 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 |           |
| 2. 関係会社に対する金銭債権             |           |
| 短期金銭債権                      | 9,599百万円  |
| 長期金銭債権                      | 270百万円    |
| 3. 関係会社に対する金銭債務             |           |
| 短期金銭債務                      | 4,662百万円  |
| 4. 保証債務                     | 2,408百万円  |
| 5. 担保に供している資産および担保に係る債務     |           |
| 担保資産の内容およびその金額              |           |
| 建物                          | 3,331百万円  |
| 構築物                         | 1百万円      |
| 機械及び装置                      | 0百万円      |
| 土地                          | 535百万円    |
| 投資有価証券                      | 2,161百万円  |
| 計                           | 6,028百万円  |
| 担保に係る債務の金額                  |           |
| 短期借入金                       | 5,543百万円  |
| 長期借入金                       | 6,605百万円  |
| 計                           | 12,148百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 20,672百万円 |
| 仕入高             | 12,502百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 1,333百万円  |

2. 当期に発生した研究開発費

5,397百万円

3. 特別損失に計上している関係会社整理損は、関係会社の整理に伴う債権

109百万円

の放棄見込額であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

|      | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘要 |
|------|------------|------------|------------|-----------|----|
| 普通株式 | 1,080,846  | 2,447      | —          | 1,083,293 |    |

(注) 普通株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 貸倒引当金     | 43百万円    |
| 賞与引当金     | 271百万円   |
| 研究開発費     | 512百万円   |
| たな卸資産評価損  | 492百万円   |
| 未払事業税     | 72百万円    |
| 税務上の繰越欠損金 | 136百万円   |
| その他       | 143百万円   |
| 小計        | 1,671百万円 |
| 評価性引当額    | △246百万円  |
| 合計        | 1,425百万円 |

② 固定資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 減価償却超過額   | 238百万円    |
| ソフトウェア償却費 | 872百万円    |
| 減損損失      | 267百万円    |
| 投資有価証券評価損 | 198百万円    |
| 関係会社株式評価損 | 163百万円    |
| 退職給付引当金   | 2,285百万円  |
| 役員退職慰労引当金 | 50百万円     |
| 税務上の繰越欠損金 | 863百万円    |
| その他       | 307百万円    |
| 小計        | 5,247百万円  |
| 評価性引当額    | △3,611百万円 |
| 合計        | 1,635百万円  |
| 繰延税金資産合計  | 3,061百万円  |

(繰延税金負債)

① 固定負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △1,050百万円 |
| 資産除去債務       | △18百万円    |
| 合計           | △1,069百万円 |
| 繰延税金負債合計     | △1,069百万円 |

差引：繰延税金資産（負債）の純額

566百万円

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が86百万円減少し、法人税等調整額が145百万円、その他有価証券評価差額金が59百万円それ

ぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は7百万円増加し、法人税等調整額は7百万円減少しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 種類  | 会社等の名称                          | 所在地                                       | 資本金             | 事業の内容        | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係          | 取引の内容<br>(注1) | 取引金額<br>(百万円)<br>(注2) | 科目       | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|--------------|-----------|--------------------|---------------|-----------------------|----------|---------------|
| 子会社 | 日本電子<br>テクニクス㈱                  | 東京都<br>昭島市                                | 95<br>百万円       | 理科学・<br>計測機器 | 100%      | 当社製品<br>の開発・<br>製造 | 製品の仕<br>入     | 4,562                 | 買掛金      | 2,626         |
|     |                                 |                                           |                 |              |           |                    | 運転資金<br>貸付    | 1,310                 | 貸付金      | 1,160         |
|     | (株)EOL<br>RESONANCE             | 東京都<br>昭島市                                | 95<br>百万円       | 分析機器         | 100%      | 当社製品<br>の開発・<br>製造 | 製品の仕<br>入     | 4,634                 | 買掛金      | 984           |
|     | J E O L<br>USA, INC.            | Peabody,<br>MA USA                        | 15,060<br>千US\$ | 理科学・<br>計測機器 | 100%      | 当社製品<br>の販売        | 製品等の<br>売上    | 5,274                 | 売掛金      | 146           |
|     |                                 |                                           |                 |              |           |                    |               |                       | 受取手<br>形 | 898           |
|     | J E O L<br>(EUROPE)<br>S A S    | Croissy<br>Sur Seine<br>FRANCE            | 797<br>千EUR     | 理科学・<br>計測機器 | 100%      | 当社製品<br>の販売        | 製品等の<br>売上    | 3,347                 | 売掛金      | 106           |
|     |                                 |                                           |                 |              |           |                    |               |                       | 受取手<br>形 | 1,327         |
|     | J E O L<br>A S I A<br>PTE, LTD. | 2Corpora<br>tion<br>Road<br>SINGAPO<br>RE | 350<br>千SGD     | 理科学・<br>計測機器 | 100%      | 当社製品<br>の販売        | 製品等の<br>売上    | 3,481                 | 売掛金      | 201           |
|     |                                 |                                           |                 |              |           |                    |               |                       | 受取手<br>形 | 1,634         |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 上記取引については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 315円44銭
2. 1株当たり当期純利益 36円32銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

日本電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 岡田吉泰 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大村広樹 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

日本電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 岡田吉泰 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大村広樹 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

日本電子株式会社 監査役会

常勤監査役 足 達 多 史 (印)

常勤監査役 若 狭 崇 (印)

社外監査役 宮 川 肇 (印)

社外監査役 後 藤 明 史 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質の改善と企業体質の強化に努め、長期的な視野に立って安定的な配当を継続して行うことを基本方針としています。当期の期末配当につきましては、業績および財務状況等を勘案した結果、1株につき3円50銭（中間配当を含め1株につき年6円）とさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭

配当総額 338,213,075円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,500,000,000円

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役栗原権右衛門、岩槻正志、渡邊愼一、正井俊之、多治見正行および赤尾 博の6氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>株式の数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | くりはらごんえもん<br>栗原権右衛門<br>(昭和23年5月27日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役メディカル営業本部長<br>平成16年6月 当社常務取締役営業担当<br>平成17年6月 当社専務取締役営業部門長<br>平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員分析機器事業担当、営業部門長<br>平成19年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員分析機器事業担当、営業部門長<br>平成20年6月 当社代表取締役社長<br>平成24年4月 当社代表取締役社長経営全般、経営戦略担当(現在)                                                                            | 40,000株      |
| 2     | いわつきまさし<br>岩槻正志<br>(昭和24年10月15日生)    | 昭和48年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役半導体機器技術本部副本部長<br>平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員半導体機器事業部長<br>平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員計測検査機器事業・分析機器事業担当、半導体機器事業部長<br>平成23年6月 当社代表取締役兼専務執行役員統括開発技術担当、技術統括センター・開発・EM, MS, SE事業ユニット担当<br>平成25年6月 当社代表取締役兼副社長執行役員統括開発技術担当、技術統括センター・EM, MS, IE, SE事業ユニット担当<br>平成27年4月 当社代表取締役兼副社長執行役員統括開発技術担当(現在) | 34,000株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3     | まさ い とし ゆき<br>正 井 俊 之<br>(昭和27年8月5日生) | <p>平成17年6月 (株)ニコン執行役員、Nikon Inc. 社長兼CEO</p> <p>平成19年1月 同社執行役員、Nikon Inc. 社長兼CEO、Nikon Instruments Inc. 社長兼CEO</p> <p>平成19年9月 同社執行役員、Nikon Europe B.V. 社長</p> <p>平成21年6月 同社取締役兼常務執行役員、インストルメンツカンパニープレジデント</p> <p>平成26年6月 当社取締役副社長執行役員経営企画担当(現在)</p> <p>平成26年6月 (株)ニコン取締役(現在)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>(株)ニコン取締役</p>                                                                        | 1,000株       |
| 4     | あか お ひろし<br>赤 尾 博<br>(昭和36年6月22日生)    | <p>平成15年11月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 欧州本部欧州事務システム室次長(特命)</p> <p>平成17年1月 同行米州本部米州審査部第一グループ次長</p> <p>平成19年5月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ米国ガバナンス統括部企画グループ次長</p> <p>平成21年4月 (株)三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部投資開発室長</p> <p>平成22年11月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)代表取締役副社長</p> <p>平成24年7月 当社社外取締役(現在)</p> <p>平成25年5月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)取締役(現在)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)取締役</p> | 0株           |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>株式の数 |
|-------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5     | ※<br>田 澤 豊 彦<br>(昭和32年1月9日生) | 昭和59年2月 当社入社<br>平成21年4月 SA事業ユニット長<br>平成23年6月 執行役員SA事業ユニット長<br>平成25年6月 当社常務執行役員開発・基盤技術センター・周辺機器, SA, SM, IB事業ユニット・SA・SM設計室担当、IB事業ユニット長<br>平成27年4月 当社常務執行役員技術統括センター・設計統括・コストセンター・開発・基盤技術センター・Scanning系事業部門・周辺機器, EM, MS事業ユニット担当、Scanning系事業部門長<br>平成28年4月 当社常務執行役員技術統括センター・設計統括・コストセンター・アプリケーション統括室・開発・基盤技術センター・Scanning系事業部門・周辺機器, EM, MS事業ユニット・3D積層造形事業化プロジェクト担当(現在) | 8,000株       |
| 6     | ※<br>長久保 敏<br>(昭和22年4月23日生)  | 平成13年6月 日商岩井(株)執行役員<br>平成15年6月 日商岩井プラント機器(株)(現双日マシナリー(株))代表取締役社長<br>平成21年6月 双日マシナリー(株)取締役役会長<br>平成24年10月 当社顧問(現在)<br>平成27年1月 HRコンサルタント(株)代表取締役社長(現在)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>HRコンサルタント(株)代表取締役社長                                                                                                                                                                        | 0株           |

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 正井俊之氏は(株)ニコンの取締役であり、当社と同社の間では、資本業務提携契約を締結しております。また、当社は、当社の製品である卓上走査電子顕微鏡JCM-6000Plus NeoScope™について、同社の販路を通じた販売を行っております。
- なお、同社は当社株式8,600,000株を保有しております。
3. 長久保 敏氏はHRコンサルタント(株)の代表取締役社長であり、当社と同社の間では、業務委託契約を締結しております。同社は、当社から業務委託料の支払いを受けておりますが、同氏が原案どおり選任されました場合は、当該契約を解約する予

定であります。

4. 他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 赤尾 博および長久保 敏の両氏は、社外取締役候補者であります。
6. 赤尾 博氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、現在当社社外取締役として業務執行に対する監督など、適切な役割を果たしており、客観的・中立的な立場から、その役割を一層果たしていただくことが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。
7. 長久保 敏氏は、豊富な経歴および経験と見識を備え、取締役会の意思決定が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外取締役候補者といたしました。
8. 赤尾 博氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年11ヵ月となります。
9. 同氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者である(株)三菱東京UFJ銀行の業務執行者でありました。
10. 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏が原案どおり選任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
11. 長久保 敏氏が原案どおり選任された場合は、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。
12. 赤尾 博および長久保 敏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役足達多史および宮川 肇の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                            | 所有する<br>株式の数 |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | みや かわ はじめ<br>宮 川 肇<br>(昭和22年7月10日生)         | 平成10年1月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)府中支店長<br>平成11年10月 同行本部審議役<br>平成11年12月 (株)小野測器経理部長<br>平成12年3月 同社取締役<br>平成13年3月 同社常務取締役<br>平成21年3月 同社常勤監査役<br>平成24年3月 同社常勤監査役退任<br>平成24年6月 当社社外監査役(現在) | 1,000株       |
| 2     | ※<br>ふく しま かず のり<br>福 島 一 則<br>(昭和32年8月1日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成22年4月 当社事業ユニット業務センター長<br>平成23年4月 当社技術統括センター長<br>平成25年6月 当社執行役員技術統括センター長<br>平成27年4月 当社執行役員ブランド戦略副担当、技術統括センター長<br>平成28年4月 当社執行役員業務監理室理事(現在)                          | 6,000株       |

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 宮川 肇氏は社外監査役の候補者であります。
4. 同氏は、豊富な経歴および経験と監査能力を備え、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断のできる人材として、客観性、中立性を重視して、社外監査役候補者といたしました。
5. 同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、同氏が原案どおり選任された場合は、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

#### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役渡邊愼一および多治見正行の両氏ならびに監査役足達多史氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名                      | 略 歴                                                                                     |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| わた なべ しん いち<br>渡 邊 愼 一   | 平成22年6月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成24年6月 当社取締役兼専務執行役員<br>平成26年6月 当社取締役兼副社長執行役員（現在）               |
| た じ み まさ ゆき<br>多 治 見 正 行 | 平成17年6月 当社取締役<br>平成18年6月 当社取締役兼執行役員<br>平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員<br>平成25年6月 当社取締役兼専務執行役員（現在） |
| あ だ ち かず ふみ<br>足 達 多 史   | 平成24年6月 当社常勤監査役（現在）                                                                     |

## 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買取防衛策）継続の件

当社定款第17条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的に、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買取防衛策）の継続につき、本総会において、ご承認をお願いするものであります。

本対応方針の継続に伴う修正箇所は、下記のとおりです。

### 記

1. II「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み」の説明を更新しました。
2. 文中の「原則として」という表現を具体的な内容に変更しました。
3. 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた本必要情報に加えて追加情報の提供を求める場合の期限の上限を設定しました。
4. 当社取締役会が大規模買付者に提供を求める本必要情報の具体的な内容を限定し、包括的な項目を削除しました。
5. 本対応方針の更新に伴う有効期限の修正、別紙3の「当社の株式の状況」の更新、その他一部文言の修正など、所要の修正を行いました。

以上

## I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様がの判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な買付行為またはこれに関する提案につきましては、当社株主の皆様が、当該買付者の事業内容、事業計画、過去の投資行動等から、当該買付行為または提案の企業価値および株主共同の利益への影響を慎重に判断する機会がなければ、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損する結果となる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

このような基本的な考え方に立ち、当社としましては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する一定のルール（以下「大規模買付

ルール」または「本ルール」といいます。)に従って、大規模買付行為を行う買付者が買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が確保されていることが必要であると考慮しております。

また、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ当社株主全体の利益を著しく損なうと判断されるときは、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える措置をとることも必要であると考慮しております。

## II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

### 1. 中期経営計画に基づく企業価値および株主共同の利益向上の取組み

当社グループは、平成27年度を最終年度とする中期経営計画「Dynamic Vision」（平成25年度～平成27年度）を策定し、成長戦略を果敢に実行し企業価値の向上および経営基盤の強化に取り組んでまいりました。そして、世界トップクラスのハイエンド理科学・計測機器と最適ソリューションをグローバルに提供し続けることにより、更なる収益率の向上および財務体質の強化を図り、重点戦略として3つのUP、「製品開発力UP」、「ものづくり力UP」、「ブランド力UP」を据え、また、新たなコーポレートメッセージとして「Solutions for Innovation」を掲げ、多様化したニーズに応えることのできる真のOnly One Companyとして、成長戦略をDynamicに推し進めてまいりました。

その結果、平成27年度には連結売上高において「Dynamic Vision」の当初数値目標、および過去最高額を達成することができました。一方、第4四半期からの大幅な円高基調など市場環境の急激な変化の影響も大きく、残念ながら連結営業利益・経常利益の数値目標は若干の未達となりましたが、連結営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益において過去最高額を達成するなど、一定の成果をあげることができました。

「Dynamic Vision」により安定的・持続的に利益を計上できる強固な経営基盤の土台を作ることができたものと考えております。

今般の新中期経営計画「Triangle Plan」（平成28年度～平成30年度）では、前々期の中期経営計画「CHALLENGE 5」（平成22年度～平成24

年度)における「経営構造改革」の成果および前中期経営計画「Dynamic Vision」における成長戦略を継承し、これまで推進してまいりましたYOKOGUSHI戦略を背景に、新たに“Speed”、“Difference”、“Change”の3つを更なる成長へのキーワードとして掲げ、成長戦略の深化・具現化により、適正な利益を継続的に創出することができる高収益中堅企業への変革を大目標としています。

## 2. コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、以下のとおり経営理念、経営の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

### (1) 当社の経営理念、経営の基本方針

当社は、「創造と開発」を基本とし、常に世界最高の技術に挑戦し、製品を通じて科学の進歩と社会の発展に貢献することを経営理念としております。創立以来の歴史の中で蓄積してきた要素技術・ノウハウ・グローバルネットワークを活かし、世界最高クラスの装置を提供する「分析・計測の世界において欠かせない企業」、さらには独自のソリューションと付加価値を提供するOnly One Companyとなることを目指しております。

### (2) コーポレートガバナンス体制の強化に向けた取組み

当社では、積極的にガバナンス体制の強化に取り組んでおります。経営環境の変化に迅速に対応するため、経営のスリム化を図るべく、平成18年6月の定時株主総会において、取締役の人数（定款上の定員の上限）を適正化するとともに、経営の意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しています。また、法令遵守の徹底を図るため、業務監理室を設置するとともに、企業の社会的責任を重視して、社長を委員長とし、社外弁護士も参加するCSR委員会を設置しております。

これらは、会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みであると考えます。

## Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の①または②に該当する買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、このような買付行為を行う者を以下「大規模買付者」

といえます。)が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルールに従っていただくこととし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします(以下「本対応方針」といいます。)

- ①特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為
- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書ならびにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち



直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 本対応方針導入の必要性

当社は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様が適切に判断できるよう、当社が事前に設定する大規模買付ルールに従って、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会における一定の評価期間が確保されている必要がある、と考えます。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで当社取締役会としての意見を公表いたします。さらに、必要に応じて、大規模買付者の提案に対して質問や改善を要求し、または、当社取締役会として株主の皆様へ代替案の提示も行います。

このような手続を踏むことにより、当社株主の皆様にとって、大規模買付者の提案に対して最終的な判断を適切に行う機会が確保され、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段を採ることができるよう、当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を定めることとしました。

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の3つの原則に準拠し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、大規模買付者が本ルールを遵守したか否か、対抗措置をとるか否かの判断にあたり、透明性、客観性、公正性および合理性を確保し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される例外的な場合

を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がありますが、対抗措置の発動の是非を決定するときは、独立委員会に諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 情報の提供

当社取締役会としては、以下に定める大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われることが、企業価値および株主共同の利益に合致すると考えます。本ルールは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に当該買付行為を開始する、とするものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社宛に、以下の内容を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ②提案する大規模買付行為の概要
- ③大規模買付ルールに従う旨

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を大規模買付者からご提供いただくために、意向表明書受領後10営業日以内に、本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

なお、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、合理的な期限（ただし、最初に本必要情報の提供を受けた日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加情報の提供を求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的にご提出いただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。ただし、いずれの場合も当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定されます。なお、大規模買付者が本必要情報の一部について提供できない場合には、当該情報を提供できない理由を具体的に示すよう大規模買付者に求めま

す。かかる大規模買付者による本必要情報の不提供およびその理由も、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のための情報として評価、検討の対象とします。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質の提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④大規模買付行為完了後に想定している経営者候補者（その者の当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験の有無とその内容等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤大規模買付行為完了後に想定している当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーとの関係に関する変更の有無およびその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報で、株主の皆様への判断のために必要であると認められるものは、当社取締役会が適切と判断する時点で開示します。

## （2）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了した後、60日以内の必要な期間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。ただし、買付けの目的、対価の種類、買付け方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、必要に応じて、当初設定した期間を含み最大90日間まで延長できるものとします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。その場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての評価意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様の判断に必要な情報を提供することとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮の上、判断していただくこととなります。以下に述べる例外的な場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

例外的な場合として、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの(注4)と認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策を取ることがあります。

注4：濫用目的によるものとは、例えば、大規模買付者が、以下のよう  
な買付行為を行う場合をいいます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合、
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、

- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合、
- ⑤買付者の提示する当社株式の買収方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合、
- ⑥その他、当該大規模買付行為が、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの利益や当社に対する信頼を損なうことにより、当社企業価値および株主共同の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

ただし、当該大規模買付行為において、例えば、当社の資産を買付者の債務の担保とすることや、当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当をさせることを大規模買付者が意図している場合であっても、上記例外的措置は、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限り行われるものであり、かかる大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として上記例外措置を行うことはしないものとします。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、本ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付者が本ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、必ずしも大規模買付者が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること、あるいは大規模買付者の買収戦略上自発的に情報開示を行うことが期待されない事項もあること（例えば、買収後の利益等の具体的な数値など。）等の大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案するものとし、少なくとも、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が大規模買付者によって提出されていないことのみをもって大規模買付者による本ルールの不遵守を認定することはしないものとします。対抗措置の発動について

は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で最適と取締役会が判断したものを選択し、独立委員会の勧告を受けたくうえで決定することとしますが、選択した対抗措置の内容によっては、法令および定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の承認を求めることがあります。具体的対抗措置として株主への割当てまたは無償割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

### (3) 対抗措置の発動の停止等について

上記のと通りの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない状況に至った場合には、独立委員会の意見または勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更を行う場合があります。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、その旨を独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

本ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供を受ける機会を保証し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としています。従って、本ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ4.において述べたとおり、大規模買付者が本ルールを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがありますが、株主の皆様（当該買付者を除きます。）が法的権利の面または経済的な面で格別の損失を被るような事態は想定しておりま



せん。取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置のうち、新株予約権の発行についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。その他、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社が新株予約権を取得することを当社取締役会が決定した場合には、行使に際して払込む額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の有効期限および廃止・変更等

平成28年6月に開催される当社定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合は、本対応方針の有効期限は同定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。

ただし、当社株主総会の決議をもって本対応方針の廃止を決定する場合には、上述の有効期間内であっても本対応方針を廃止することができますし、株主総会の決議を経ずに当社取締役会が廃止を決定することによっても、本対応方針はその決定の日をもって失効します。本対応方針の廃止を決定した場合、当社取締役会はその旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

他方、当社取締役会は、本対応方針の継続が株主総会により承認された場合であっても、企業価値および株主共同の利益保護の観点から、関係法令の整備や、上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、株主総会の承認および独立委員会の勧告を得て本対応方針の修正・変更を行うことがあります。その場合には、その修正・変更内容を速やかに株主の皆様にお知

らせします。

また、本対応方針において引用する法令の規定は、平成28年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本対応方針の条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとします。

なお、上述のとおり、有効期限前に当社株主総会または取締役会の決議により本対応方針を廃止することもできます。また、本対応方針においては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本対応方針の適用を排除することができますので、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）には当たりません。

#### **IV 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由**

##### **(1) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること**

本対応方針は、大規模買付を行う場合の一定のルールを明確にするものであり、本対応方針導入の必要性、独立委員会の設置、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、株主・投資家の皆様に与える影響等を規定しています。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行う際には必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ買付行為を開始できることとしています。さらに、大規模買付者がこれを遵守しない場合、または、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、大規模買付者に対して取締役会は株主共同の利益を守るために適切な対抗措置を講じることがあることを明記しています。

以上のことから、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

##### **(2) 本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではないこと**

本対応方針は、当社株主共同の利益を最大限尊重することを基本としております。そのために、大規模買付が行われた際に、株主の皆様が買付行為に応じるか否かの判断に必要な情報を買付者が提供するとともに、取締役会の意見や代替案を提示することを定めております。このよう



なプロセスを踏むことによって、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うための情報を受ける機会を保証することができます。

また、本対応方針そのものの導入・継続については、株主の皆様の承認を得ることとしております。

従って、本対応方針は株主の皆様の利益に資するものであり、株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

**(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであることを前提としております。このような株主共同の利益を守るために一定の大規模買付ルールを定め、そのルールの遵守を買付者に対して要請し、必要な場合の対抗措置の発動について規定するものです。本対応方針は取締役会が対抗措置を発動する場合について事前かつ明確に開示しており、取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に則って実施されます。

また、取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行う際や代替案を提示し、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の意見も参考にし、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

このような観点から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

## 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
当社取締役会で定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、割当ての基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額  
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は原則として新株予約権を行使することができない。また、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、新株予約権の取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。

以上

別紙2

独立委員会の委員の氏名・略歴

梶谷 玄 (かじたに げん)

昭和10年1月生まれ

昭和34年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)  
昭和53年4月 第一東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事  
昭和58年4月 日米法学会理事  
昭和60年1月 船員中央労働委員会委員 (平成7年～11年会長代理)  
平成5年4月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長  
平成5年9月 国際法曹協会理事  
平成11年4月 最高裁判所判事就任  
平成11年9月 日米法学会評議員  
平成17年1月 同退官、弁護士登録 (第一東京弁護士会)  
平成17年1月 梶谷総合法律事務所最高相談役 (現在に至る)

萩原 敏 孝 (はぎわら としたか)

昭和15年6月生まれ

昭和44年12月 株式会社小松製作所入社  
昭和63年5月 同社経営企画室法務部長  
平成2年6月 同社取締役  
平成7年6月 同社常務取締役  
平成9年6月 同社専務取締役  
平成11年6月 同社代表取締役副社長  
平成15年6月 同社代表取締役会長  
平成19年6月 同社相談役・特別顧問  
平成23年6月 同社特別顧問  
平成25年6月 同社顧問 (現在に至る)

柏 木 昇（かしわぎ のぼる）

昭和17年2月生まれ

昭和40年4月 三菱商事株式会社 入社

昭和59年1月 米国三菱商事ニューヨーク本店に転勤、法務審査部次長

昭和63年1月 帰任、法務部部長代行

平成5年8月 三菱商事株式会社退職、東京大学法学部比較法政国際センター教授就任

平成15年3月 東京大学定年退官

平成15年4月 中央大学法学部教授

平成15年6月 東京大学名誉教授（現在に至る）

平成16年4月 中央大学法科大学院教授

平成21年6月 財団法人（現公益財団法人）民事紛争処理研究基金理事長（現在に至る）

平成24年3月 中央大学停年退職

平成24年4月 中央大学法科大学院フェロー（現在に至る）

以 上

## 別紙3

## 当社の株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 200,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数   | 97,715,600株  |
| 3. 株主数        | 6,599名       |
| 4. 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                          | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ニ コ ン                  | 8,600千株 | 8.90%   |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口）  | 7,373   | 7.63    |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社（信託口）    | 4,494   | 4.65    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                  | 3,008   | 3.11    |
| 三菱電機株式会社                       | 3,000   | 3.10    |
| 日本電子グループ従業員持株会                 | 2,757   | 2.85    |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口4） | 2,450   | 2.54    |
| 日 本 電 子 共 栄 会                  | 2,409   | 2.49    |
| 日本生命保険相互会社                     | 1,844   | 1.91    |
| 明治安田生命保険相互会社                   | 1,690   | 1.75    |

（注）持株比率は自己株式（1,083,293株）を控除して計算しております。

以 上

メ モ

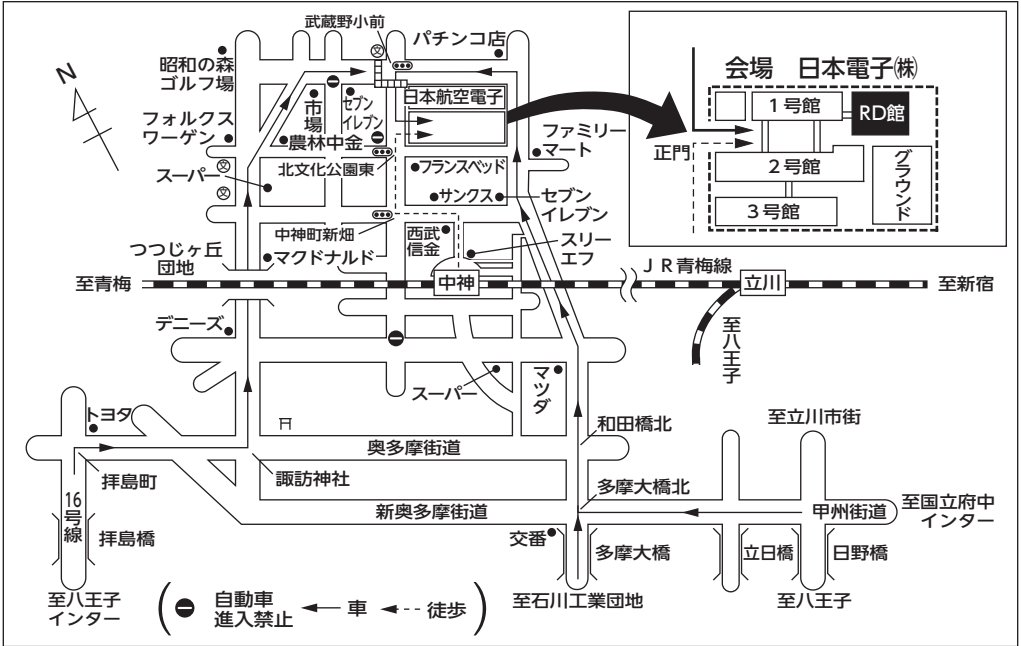
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

日本電子株式会社 当社本店  
東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号  
電話 042-543-1111



## <交通のご案内>

- J R 青梅線中神駅から徒歩約10分、立川駅(北口)からタクシーで約15分です。
- 中央自動車道をご利用の方で八王子 I C を出る場合は、16号線に入り、拝島橋を渡って拝島町交差点から奥多摩街道に入り、諏訪神社の交差点から J R 青梅線方面に向かってください。国立府中 I C を出る場合は、甲州街道から新奥多摩街道に入り、多摩大橋北の交差点から J R 青梅線方面に向かってください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。